

札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和58年条例第1号）新旧対照表

現 行	改 正 後	備 考												
<p>第1条から第7条まで （省略） （建築物の高さ）</p> <p>第8条 （省略）</p> <p>2 （省略）</p> <p>3 建築物の各部分から前面道路の反対側の道路境界線、隣地境界線又は計画地区の境界線までの真北方向の水平距離に基づく建築物の各部分の高さの最高限度を定めている場合において、当該各部分の高さを算定するときを除き、第1項に規定する建築物の高さには、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、5メートル（北5条西8丁目地区地区整備計画区域、北4東6周辺地区地区整備計画区域、平岡3条5丁目地区地区整備計画区域（緑保全型整備地区を除く。）、平岡中央地区地区整備計画区域（低層住宅B地区を除く。）、J R 琴似駅周辺地区地区整備計画区域、清田・真栄地区地区整備計画区域、J R 苗穂駅周辺地区地区整備計画区域、北33条東1丁目地区地区整備計画区域、都心創成川東部地区地区整備計画区域、大通交流拠点地区地区整備計画区域、札幌駅前通北街区地区整備計画区域及び大通Tゾーン札幌駅前通地区地区整備計画区域内にあつては、12メートル）を限度として算入しない。</p> <p>4・5 （省略）</p> <p>第9条から附則まで （省略）</p> <p>別表 1</p> <table border="1" data-bbox="152 1241 1016 1436"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>もみじ台団地地区整備計画区域の項から琴似本通地区地区整備計画区域の項まで</td> <td>（省略）</td> </tr> <tr> <td>（新設）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	区域	もみじ台団地地区整備計画区域の項から琴似本通地区地区整備計画区域の項まで	（省略）	（新設）		<p>第1条から第7条まで （現行のとおり） （建築物の高さ）</p> <p>第8条 （現行のとおり）</p> <p>2 （現行のとおり）</p> <p>3 建築物の各部分から前面道路の反対側の道路境界線、隣地境界線又は計画地区の境界線までの真北方向の水平距離に基づく建築物の各部分の高さの最高限度を定めている場合において、当該各部分の高さを算定するときを除き、第1項に規定する建築物の高さには、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、5メートル（北5条西8丁目地区地区整備計画区域、北4東6周辺地区地区整備計画区域、平岡3条5丁目地区地区整備計画区域（緑保全型整備地区を除く。）、平岡中央地区地区整備計画区域（低層住宅B地区を除く。）、J R 琴似駅周辺地区地区整備計画区域、清田・真栄地区地区整備計画区域、J R 苗穂駅周辺地区地区整備計画区域、北33条東1丁目地区地区整備計画区域、都心創成川東部地区地区整備計画区域、大通交流拠点地区地区整備計画区域、札幌駅前通北街区地区整備計画区域、大通Tゾーン札幌駅前通地区地区整備計画区域及び時計台周辺地区地区整備計画区域内にあつては、12メートル）を限度として算入しない。</p> <p>4・5 （現行のとおり）</p> <p>第9条から附則まで （現行のとおり）</p> <p>別表 1</p> <table border="1" data-bbox="1075 1241 1939 1436"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>もみじ台団地地区整備計画区域の項から琴似本通地区地区整備計画区域の項まで</td> <td>（現行のとおり）</td> </tr> <tr> <td>時計台周辺地区地区</td> <td>都市計画法第20条第1項の規定により告示された札幌</td> </tr> </tbody> </table>	名称	区域	もみじ台団地地区整備計画区域の項から琴似本通地区地区整備計画区域の項まで	（現行のとおり）	時計台周辺地区地区	都市計画法第20条第1項の規定により告示された札幌	<p>時計台周辺地区に係る都市計画の決定に伴い、建築物の高さの算定方法に係る特則が適用される区域を追加するもの</p> <p>時計台周辺地</p>
名称	区域													
もみじ台団地地区整備計画区域の項から琴似本通地区地区整備計画区域の項まで	（省略）													
（新設）														
名称	区域													
もみじ台団地地区整備計画区域の項から琴似本通地区地区整備計画区域の項まで	（現行のとおり）													
時計台周辺地区地区	都市計画法第20条第1項の規定により告示された札幌													

--

別表 2

地区計画 整備地区 計画の名称	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ
	建築してはならない建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の容積率の最低限度	建築物の遮蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最	建築物の敷地面積の最	建築物の外壁等の面から道路境界線、隣地境界線等までの距離の最低限度	建築物の高さの最	建築物の高さの最
						(ア)	(イ)		

もみじ台団地地区整備計画区域の項から新川第二地区地区整備計画区域の項まで (省略)

篠路低層戸建住宅地区の目から沿道地区の目まで (省略)

団地地区 整備計画 区域	沿道	篠路団地地区整備計画区域の項	沿道地区の目	欄に掲げるもの	200	外壁等の面から都市計画道路横新道及び都市計画道路篠路ゆうあい通以外の道路の道路	1.5
	B地	備計画区域の項	沿道地区の目	欄に掲げるもの			

整備計画区域	圏都市計画時計台周辺地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
--------	---------------------------------------

別表 2

地区計画 整備地区 計画の名称	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ
	建築してはならない建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の容積率の最低限度	建築物の遮蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最	建築物の敷地面積の最	建築物の外壁等の面から道路境界線、隣地境界線等までの距離の最低限度	建築物の高さの最	建築物の高さの最
						(ア)	(イ)		

もみじ台団地地区整備計画区域の項から新川第二地区地区整備計画区域の項まで (現行のとおり)

篠路低層戸建住宅地区の目から沿道地区の目まで (現行のとおり)

団地地区 整備計画 区域	(削る。)

区に係る都市計画の決定に伴い、条例の適用を受ける地区整備計画区域を追加するもの

篠路団地に係る都市計画の変更に伴う地区整備計画区域の範囲変更によって、計画地区の名称が変更されたことにより計画地区の一部を削除するもの

境界線
(隅切
部分を
除く。)
までの
距離
外壁等
の面か
ら都市
計画道
路横新
道及び
都市計
画道路
簾路ゆ
うあい
通の道
路境界
線(隅切
部分を
除く。)
までの
距離

3

利便
・集
合住
宅地
(省略)

利便
・集
合住
宅地
(現行のとおり)

区	
公共 ・福 祉関 連地 区	(省略)

	(新設)
--	------

区	
福祉 関連 A地 区	(現行のとおり)

福祉 関連 B地 区	(1) 住宅等（老人福祉施設、児童福祉施設その他これらに類するものに附属するものを除く。）				200	外壁等の面から道路境界線（隅切部分を除く。）までの距離	3
	(2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの					外壁等の面から隣地境界線までの距離	2
	(3) 公衆浴場						
	(4) 店舗等の用途に供するもの（附帯施設として建築物内に設けるもので、当該用途に供する部分の床面積の合計が当該建						

篠路団地に係る都市計画の変更に伴い、計画地区の名称を変更するもの

篠路団地に係る都市計画の変更に伴い、地区整備計画区域における建築物の制限を新たに設けるもの

				建築物の延べ面積の2分の1未満のものを除く。) (5) ボーリング場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場 (6) ホテル又は旅館 (7) 自動車教習所 (8) 畜舎(床面積の合計が15平方メートル以下のものを除く。)								
				(新設)								
	機能複合地区	(1) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (2) 自動車教習所 (3) 畜舎(床面積の合計が15平方メートル			200	外壁等の面から都市計画道路籐路駅東通、都市計画道路横新道	1.5			籐路団地に係る都市計画の変更に伴い、地区整備計画区域における建築物の制限を新たに設けるもの		

以下のものを
除く。)

及び都
市計画
道路上
篠路ゆ
うあい
通以外
の道路
の道路
境界線
(隅切
部分
を除く。
)までの
距離
外壁等
の面か
ら都市
計画道
路篠路
駅東通、
都市計
画道路
横新道
及び都
市計画
道路上
篠路ゆ

近隣 センター 地区	(省略)
------------------	------

上野幌西地区地区整備計画区域の項から琴似本通地区地区整備計画区域の項まで (省略)

(新設)	
------	--

近隣 センター 地区	(現行のとおり)
------------------	----------

上野幌西地区地区整備計画区域の項から琴似本通地区地区整備計画区域の項まで (現行のとおり)

時計台 周辺 地区 整備 計画 区域	時計台 周辺 地区 整備 計画 区域	(1) 住宅等	10分	10分	1,00	800	外壁等 (高さ が16メ ートル 以下の 部分に 限る。)	2	50
		(2) 共同住宅、 寄宿舎又は下 宿	の30	の80	0				
		(3) 病院							
		(4) 老人ホー ム、福祉ホー							

うあい
通の道
路境界
線(隅切
部分を
除く。)
までの
距離
外壁等
の面か
ら隣地
境界線
までの
距離

時計台周辺地区に係る都市計画の決定に伴い、地区整備計画区域における建築物の制限を新たに

		域	<p>ムその他これらに類するもの</p> <p>(5) 工場（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業（食品加工業を含む。）を営むものを除く。）</p> <p>(6) 自動車教習所</p> <p>(7) 畜舎（床面積の合計が15平方メートル以下のものを除く。）</p> <p>(8) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p>		<p>の面から市道西3丁目線の道路境界線までの距離</p> <p>外壁等（高さ）が16メートルを超える部分に限る。）の面から市道西3丁目線の道路境界線までの距離</p> <p>外壁等（高さ）が4メートル</p>	<p>3</p> <p>2</p>	設けるもの
--	--	---	---	--	---	-------------------	-------

(9) ナイトクラブ又は政令第130条の7の3に規定するもの

(10) キャバレー、料理店その他これらに類するもの

(11) 個室付浴場業に係る公衆浴場又は政令第130条の9の5に規定するもの

以下の部分に限る。)の面から市道西2丁目線の道路境界線までの距離

外壁等(高さ16メートルを超える部分に限る。)の面から市道西2丁目線の道路境界線までの距離

3

外壁等 2 (当

(高さ	該	外
が4メ	壁	等
ートル	の	面
以下の	か	ら
部分に	市	道
限る。)	西	2
の面か	丁	目
ら都市	中	通
計画道	線	の
路北1	道	路
条・雁	来	境
通の道	線	ま
路境界	で	の
線まで	距	離
の距離	(以	
	下こ	
	の項	
	にお	
	いて	
	「基	
	準距	
	離」と	
	いう	
	。)	が
	8以	
	下の	
	部分	

にあ
つて
は、10
から
基準
距離
の数
値を
減じ
て得
た数
値)

外壁等3(基
(高さ基準距
が16メ離が
ートル7以
を超え下
る部分部
に限る。に
)の面か
ら都市は、10
計画道か
路北1基
条・雁来距
通の道
路境界値
線まで減

の距離	て得
	た数
	値)
外壁等	6.5か
(高さら基	
が4メ準距	
一トル離の	
を超え数値	
16メーを減	
トル以じて	
下、か得た	
つ、基準数値	
距離が	
6.5メー	
トル以	
下の部	
分に限	
る。)の	
面から	
都市計	
画道路	
北1条・	
雁来通	
の道路	
境界線	
までの	
距離	

外壁等 (高さ が4メ ートル 以下の 部分に 限る。) の面か ら都市 計画道 路大通 の道路 境界線 までの 距離	3
外壁等 (高さ が60メ ートル を超え る部分 に限る。)の面か ら都市 計画道 路大通 の道路	12

境界線	
(隅切	
部分を	
除く。)	
までの	
距離	
外壁等	1
(高さ	
が16メ	
ートル	
以下の	
部分に	
限る。)	
の面か	
ら市道	
北1条	
中通線	
及び市	
道西2	
丁目中	
通線の	
道路境	
界線ま	
での距	
離	
外壁等	3
(高さ	

が 16 メ
ートル
を超え
る部分
に限る。
)の面か
ら市道
北 1 条
中通線
及び市
道西 2
丁目中
通線の
道路境
界線ま
での距
離

5

外壁等
(高さ
が 4 メ
ートル
以下の
部分又
は 16 メ
ートル
を超え
る部分

に限る。
)の面か
ら都市
計画道
路北1
条・雁来
通(市道
西3丁
目線と
の隅切
部分に
限る。)
の道路
境界線
までの
距離

2

外壁等
(高さ
が4メ
ートル
を超え
16メー
トル以
下の部
分に限
る。)の
面から

							都市計 画道路 北1条・ 雁来通 (市道 西3丁 目線と の隅切 部分に 限る。) の道路 境界線 までの 距離			
時計 台隣 接街 区地 区	(1) 住宅等 (2) 共同住宅、 寄宿舍又は下 宿 (3) 病院 (4) 老人ホー ム、福祉ホー ムその他これ らに類するも の (5) 工場(パン 屋、米屋、豆 腐屋、菓子屋	10分 の30	10分 の80	1,00 0	800	外壁等 (高さ が16メ ートル 以下の 部分に 限る。) の面か ら市道 西3丁 目線の 道路境 界線ま	2	50		

その他これらに類する食品製造業（食品加工業を含む。）を営むものを除く。）
 (6) 自動車教習所
 (7) 畜舎（床面積の合計が15平方メートル以下のものを除く。）
 (8) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
 (9) ナイトクラブ又は政令第130条の7の3に規定するもの
 (10) キャバレ

での距離
外壁等（高さ
が16メートル
を超える部分に限る。）の面
から市道西3丁目線の道路境界線までの距離
外壁等（高さ
が16メートル
以下の部分に限る。）の面
から市道北2条

3

1

一、料理店その他これらに類するもの
(1) 個室付浴場に係る公衆浴場又は政令第130条の9の5に規定するもの

線及び市道西2丁目中通線の道路境界線までの距離
外壁等(高さ
が16メートルを超える部分に限る。
)の面から市道北2条線及び市道西2丁目中通線の道路境界線までの距離
外壁等

3

12

--

備考

1 から 9 まで （省略）

- 10 北 6 条 東 3 丁 目 周 辺 地 区 地 区 整 備 計 画 区 域 の 項 宿 泊 ・ 居 住 複 合 地 区 の 目 (第 1 号 に 掲 げ る 建 築 物 (第 2 号 又 は 第 3 号 に 掲 げ る 建 築 物 を 除 く 。) に あ つ て は 、 同 目 ウ 欄 及 び カ 欄 の 規 定 に 限 る 。) 、 医 療 ・ 福 祉 複 合 地 区 の 目 及 び 業 務 ・ 利 便 複 合 地 区 の 目 、 J R 苗 穂 駅 周 辺 地 区 地 区 整 備 計 画 区 域 の 項 医 療 ・ 業 務 地 区 の 目 (オ 欄 及 び カ 欄 の 規 定 に 限 る 。) 、 新 さ つ ぼ ろ 駅 周 辺 地 区 地 区 整 備 計 画 区 域 の 項 、 都 心 創 成 川 東 部 地 区 地 区 整 備 計 画 区 域 の 項 、 札 幌 駅 前 通 北 街 区 地 区 整 備 計 画 区 域 の 項 並 び に 琴 似 本 通 地 区 地 区 整 備 計 画 区 域 の 項 の 規 定 は 、 そ れ ぞ れ 当 該 地 区 整 備 計 画 区 域 内 に お け る 建 築 物 の う ち 、 次 の 各 号 の い ず れ か に 該 当 す る も の に は 適 用 し な い 。
- (1) 主 要 構 造 部 が 木 造 、 鉄 骨 造 、 コ ン ク リ ー ト ブ ロ ッ ク 造 そ の 他 こ れ ら に 類 す る 構 造 で あ つ て 、 階 数 が 2 以 下 で 、 か つ 、 地 階 を 有 し な い 建 築 物 で 、 容 易 に 移 転 し 、 又 は 除 却 す る こ と が で き る も の
- (2) 公 衆 便 所 、 巡 査 派 出 所 そ の 他 こ れ ら に 類 す る 建 築 物 で 、 公 益 上 必 要 な も の
- (3) 学 校 、 駅 舎 、 卸 売 市 場 そ の 他 こ れ ら に 類 す る 公 益 上 必 要 な 建 築 物 で 、 市 長 が 用 途 上 又 は 構 造 上 や む を 得 な い と 認 め た も の
- 11 法 第 3 条 第 3 項 第 3 号 の 規 定 に か か わ ら ず 、 都 心 創 成 川 東 部 地 区 地 区 整 備 計 画 区 域 の 項 及 び 札 幌 駅 前 通 北 街 区 地 区 整 備 計 画 区 域 の 項 の 規 定 に つ い て は 、 そ れ ぞ れ 当 該 規 定 の 施 行 又 は 適 用 の 際 、 建 築 物 の 容 積 率 の 最 低 限 度 又 は 建 築 物 の 建 築 面 積 の 最 低 限 度 を 定 め る 規 定 に つ い て 、 そ れ ぞ れ 当 該 地 区 整 備 計 画 区 域 内 に お い て 現 に 存 す る 建 築 物 若 し く は そ の 敷 地 又 は 現 に 建 築 、 修 繕 若 し く は 模 様

								の 面 か			
								ら 隣 地			
								境 界 線			
								ま だ の			
								距 離			

備考

1 から 9 まで （現行のとおり）

- 10 北 6 条 東 3 丁 目 周 辺 地 区 地 区 整 備 計 画 区 域 の 項 宿 泊 ・ 居 住 複 合 地 区 の 目 (第 1 号 に 掲 げ る 建 築 物 (第 2 号 又 は 第 3 号 に 掲 げ る 建 築 物 を 除 く 。) に あ つ て は 、 同 目 ウ 欄 及 び カ 欄 の 規 定 に 限 る 。) 、 医 療 ・ 福 祉 複 合 地 区 の 目 及 び 業 務 ・ 利 便 複 合 地 区 の 目 、 J R 苗 穂 駅 周 辺 地 区 地 区 整 備 計 画 区 域 の 項 医 療 ・ 業 務 地 区 の 目 (オ 欄 及 び カ 欄 の 規 定 に 限 る 。) 、 新 さ つ ぼ ろ 駅 周 辺 地 区 地 区 整 備 計 画 区 域 の 項 、 都 心 創 成 川 東 部 地 区 地 区 整 備 計 画 区 域 の 項 、 札 幌 駅 前 通 北 街 区 地 区 整 備 計 画 区 域 の 項 、 琴 似 本 通 地 区 地 区 整 備 計 画 区 域 の 項 並 び に 時 計 台 周 辺 地 区 地 区 整 備 計 画 区 域 の 項 の 規 定 は 、 そ れ ぞ れ 当 該 地 区 整 備 計 画 区 域 内 に お け る 建 築 物 の う ち 、 次 の 各 号 の い ず れ か に 該 当 す る も の に は 適 用 し な い 。
- (1) （現行のとおり）
- (2) （現行のとおり）
- (3) （現行のとおり）
- 11 法 第 3 条 第 3 項 第 3 号 の 規 定 に か か わ ら ず 、 都 心 創 成 川 東 部 地 区 地 区 整 備 計 画 区 域 の 項 、 札 幌 駅 前 通 北 街 区 地 区 整 備 計 画 区 域 の 項 及 び 時 計 台 周 辺 地 区 地 区 整 備 計 画 区 域 の 項 の 規 定 に つ い て は 、 そ れ ぞ れ 当 該 規 定 の 施 行 又 は 適 用 の 際 、 建 築 物 の 容 積 率 の 最 低 限 度 又 は 建 築 物 の 建 築 面 積 の 最 低 限 度 を 定 め る 規 定 に つ い て 、 そ れ ぞ れ 当 該 地 区 整 備 計 画 区 域 内 に お い て 現 に 存 す る 建 築 物 若 し く は

時計台周辺地
区に係る都市
計画の決定に
伴い、地区整備
計画区域にお
ける建築物の
制限の適用除
外を新たに設
けるもの

同上

替の工事中の建築物若しくはその敷地がそれぞれ当該規定に適合しない場合で、当該建築物又はその敷地について、次に定める範囲内において増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替をするときは、当該規定は適用しない。

(1) 増築又は改築については、次に定めるところによる。

ア 増築後の延べ面積及び建築面積が基準時（法第3条第2項（法第86条の9第1項において準用する場合を含む。以下この号及び備考12において同じ。）の規定により、建築物の容積率の最低限度を定める規定又は建築物の建築面積の最低限度を定める規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続きこれらの最低限度を定める規定（当該規定が改正された場合においては、改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。以下この号において同じ。）における延べ面積及び建築面積の1.5倍を超えないものであること。

イ 増築後の建築面積が地区整備計画において定められた建築物の建築面積の最低限度の3分の2を超えないものであること。

ウ 増築後の容積率が地区整備計画において定められた建築物の容積率の最低限度の3分の2を超えないものであること。

エ 改築に係る部分の床面積が基準時における延べ面積の2分の1を超えないものであること。

(2) 大規模の修繕又は大規模の模様替については、これらの修繕又は模様替の全てとする。

12から31まで （省略）

（新設）

その敷地又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物若しくはその敷地がそれぞれ当該規定に適合しない場合で、当該建築物又はその敷地について、次に定める範囲内において増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替をするときは、当該規定は適用しない。

(1) （現行のとおり）

(2) （現行のとおり）

12から31まで （現行のとおり）

32 時計台周辺地区地区整備計画区域の項時計台周辺街区地区の目のク欄に掲げる数値は、当該地区整備計画区域内の建築物のうち、容積率が10分の80を超えるもの（時計台周辺地区地区整備計画において定められた建築物の容積率の最高限度が10分の80を超えるものに限る。）については、「50」とあるのは、「85（当該建築物の外壁等（高さが50メートルを超える部分に限る。）の面から市道西3丁目線及び市道西2丁目中通線の道路境界線までの距離が5メ

時計台周辺地区に係る都市計画の決定に伴い、一定の要件を満たす建築物について、高さの最高限度を緩和する規定を新たに

(新設)

トル以上となる場合にあつては、100) 」とする。

設けるもの

33 時計台周辺地区地区整備計画区域の項時計台隣接街区地区の目のク欄に掲げる数値は、当該地区整備計画区域内の建築物のうち、容積率が10分の80を超えるもの(時計台周辺地区地区整備計画において定められた建築物の容積率の最高限度が10分の80を超えるものに限る。)については、「50」とあるのは、「100」とする。

同上

別表 3

	計画地区の名称	建築物等
1の項から5の項まで (省略)		
6	上野幌中央地区地区整備計画区域の 便利施設地区 もみじ台通東地区地区整備計画区域の 低層専用住宅地区及び一般住宅A地区 星置通西地区地区整備計画区域の 低層専用住宅地区 あいの里地区地区整備計画区域の 低層専用住宅地区、集合住宅地区、 分散店舗地区、学園通り地区、 沿道地区、業務関連施設地区及び サービス業務地区 東雁来地区地区整備計画区域の 沿道B地区 前田団地地区整備計画区域の 低層専用住宅地区、一般住宅地区及び 沿道A地区	次の各号のいずれかに該当する建築物等 1) 外壁等の中心線の長さの合計が4メートル以下のもので、かつ、その外壁等の面から道路境界線までの距離が1メートル以上であるもの 2) 附属用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下のもので、かつ、その外壁等の面から道路境界線までの距離が1メートル以上であるもの

別表 3

	計画地区の名称	建築物等
1の項から5の項まで (現行のとおり)		
6	上野幌中央地区地区整備計画区域の 便利施設地区 もみじ台通東地区地区整備計画区域の 低層専用住宅地区及び一般住宅A地区 星置通西地区地区整備計画区域の 低層専用住宅地区 あいの里地区地区整備計画区域の 低層専用住宅地区、集合住宅地区、 分散店舗地区、学園通り地区、 沿道地区、業務関連施設地区及び サービス業務地区 東雁来地区地区整備計画区域の 沿道B地区 前田団地地区整備計画区域の 低層専用住宅地区、一般住宅地区及び 沿道A地区	(現行のとおり)

羊ヶ丘通ニュータウン地区地区整備計画区域の利便施設地区
前田西地区地区整備計画区域の利便施設地区
真栄第二地区地区整備計画区域の低層専用住宅地区
新琴似第一地区地区整備計画区域の沿道A地区
屯田東地区地区整備計画区域の利便・集合住宅地区及び近隣センター地区
東区東部地区地区整備計画区域の集合住宅地区及び近隣センター地区
東苗穂第二地区地区整備計画区域の利便施設地区
星置通西第二地区地区整備計画区域の集合住宅地区、沿道地区及び駅前利便地区
拓北地区地区整備計画区域の集合住宅地区
屯田中部地区地区整備計画区域の低層専用住宅地区、利便施設地区、一般住宅A地区、近隣センター地区及び工業業務地区

羊ヶ丘通ニュータウン地区地区整備計画区域の利便施設地区
前田西地区地区整備計画区域の利便施設地区
真栄第二地区地区整備計画区域の低層専用住宅地区
新琴似第一地区地区整備計画区域の沿道A地区
屯田東地区地区整備計画区域の利便・集合住宅地区及び近隣センター地区
東区東部地区地区整備計画区域の集合住宅地区及び近隣センター地区
東苗穂第二地区地区整備計画区域の利便施設地区
星置通西第二地区地区整備計画区域の集合住宅地区、沿道地区及び駅前利便地区
拓北地区地区整備計画区域の集合住宅地区
屯田中部地区地区整備計画区域の低層専用住宅地区、利便施設地区、一般住宅A地区、近隣センター地区及び工業業務地区

<p>篠路団地地区整備計画区域の 沿道B地区、<u>利便・集合住宅地区</u> 及び近隣センター地区 上野幌西地区地区整備計画区域の 利便施設地区 明日風公園周辺地区地区整備計画区域の 沿道A地区、沿道B地区及び工業業務地区 東雁来第二地区地区整備計画区域の 一般集合住宅地区、沿道A地区、沿道B地区、<u>近隣センター地区</u>、沿道業務地区及びスポーツ関連地区</p>		<p>篠路団地地区整備計画区域の 利便・集合住宅地区及び近隣センター地区 上野幌西地区地区整備計画区域の 利便施設地区 明日風公園周辺地区地区整備計画区域の 沿道A地区、沿道B地区及び工業業務地区 東雁来第二地区地区整備計画区域の 一般集合住宅地区、沿道A地区、沿道B地区、<u>近隣センター地区</u>、沿道業務地区及びスポーツ関連地区</p>		<p>篠路団地に係る都市計画の変更に伴う地区整備計画区域の範囲変更によって、計画地区の名称が変更されたことにより計画地区の一部を削除するもの</p>
7の項から26の項まで (省略)		7の項から26の項まで (現行のとおり)		
<p>27 新琴似第一地区地区整備計画区域の沿道地区 屯田東地区地区整備計画区域の一般集合住宅地区 屯田中部地区地区整備計画区域の集合住宅地区 篠路団地地区整備計画区域の集合住宅地区及び公共・福祉関連地区 農試公園東地区地区整備計画区域の一般集合住宅地区</p>	<p>次の各号のいずれかに該当する建築物等 1) 外壁等の中心線の長さの合計が4メートル以下のもので、その外壁等の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離が1メートル以上であるもの 2) 附属用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下のもので、その外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離がいずれも1メートル以上であるもの</p>	<p>27 新琴似第一地区地区整備計画区域の沿道地区 屯田東地区地区整備計画区域の一般集合住宅地区 屯田中部地区地区整備計画区域の集合住宅地区 篠路団地地区整備計画区域の集合住宅地区、<u>福祉関連A地区</u>、<u>福祉関連B地区</u>及び機能複合地区 農試公園東地区地区整備計画区域の一般集合住宅地区</p>	<p>(現行のとおり)</p>	<p>篠路団地に係る都市計画の変更に伴い、地区整備計画区域における建築物の制限に関する規定の適用除外に関する規定を新たに設けるもの</p>
28の項から62の項まで (省略)		28の項から62の項まで (現行のとおり)		

63	大通Tゾーン札幌駅前通地区 地区整備計画区域の札幌駅前 通地区	次の各号のいずれかに該当する建築物等 1)及び2) (省略) 3) 都市計画道路札幌駅前通地下歩道、都 市高速鉄道南北線大通駅又は都市高速鉄 道東西線大通駅に通じる階段室、昇降機 の昇降路（当該昇降機の乗降ロビーを含 む。）その他これらに類するもの <u>のうち</u> <u>市長が認めたもの</u> （外壁等の面から都市 計画道路札幌駅前通及び市道南2条線の 道路境界線までの距離が0.5メートル未満 であるものを除く。） 4) (省略)
----	---------------------------------------	--

64の項 (省略)

(新設)

63	大通Tゾーン札幌駅前通地区 地区整備計画区域の札幌駅前 通地区	次の各号のいずれかに該当する建築物等 1)及び2) (現行のとおり) 3) 都市計画道路札幌駅前通地下歩道、都 市高速鉄道南北線大通駅又は都市高速鉄 道東西線大通駅に通じる階段室、昇降機 の昇降路（当該昇降機の乗降ロビーを含 む。）その他これらに類するもの（外壁 等の面から都市計画道路札幌駅前通及び 市道南2条線の道路境界線までの距離が 0.5メートル未満であるものを除く。） <u>の</u> <u>うち市長が認めたもの</u> 4) (現行のとおり)
----	---------------------------------------	---

64の項 (現行のとおり)

65	時計台周辺地区地区整備計画 区域の時計台周辺街区地区	次の各号のいずれかに該当する建築物等 1) <u>歩廊の柱その他これに類するもの（高さ</u> <u>が4メートル以下の部分に限り、外壁等の</u> <u>面から市道西3丁目線の道路境界線まで</u> <u>の距離が2メートル未満であるもの並び</u> <u>に市道北1条中通線及び市道西2丁目中</u> <u>通線の道路境界線までの距離が1メート</u> <u>ル未満であるものを除く。）</u> 2) 都市計画道路大通地下歩道又は都市計 画道路西2丁目地下歩道に通じる階段室、 昇降機の昇降路（当該昇降機の乗降ロビー を含む。）その他これらに類するもの（高 さが4メートル以下の部分に限り、外壁等 の面から市道西3丁目線の道路境界線ま
----	-------------------------------	--

規定整備

時計台周辺地
区に係る都市
計画の決定に
伴い、建築物の
外壁等の面の
位置の制限に
関する規定の
適用除外に関
する規定を新
たに設けるも
の

		<p>での距離が2メートル未満であるもの並びに市道北1条中通線及び市道西2丁目中通線の道路境界線までの距離が1メートル未満であるものを除く。)のうち市長が認めたもの</p> <p>(3) 増築又は改築を行う際現に存するもの (時計台周辺地区地区整備計画において定められた建築物の容積率の最高限度が10分の80であるものに限る。)</p>	
<p>(新設)</p>	<p>66 時計台周辺地区地区整備計画 区域の時計台隣接街区地区</p>	<p>次の各号のいずれかに該当する建築物等</p> <p>(1) 敷地に接する隣地の地盤面からの高さが4メートル以下の建築物の部分(隣地境界線に面するものに限る。)</p> <p>(2) 増築又は改築を行う際現に存するもの (時計台周辺地区地区整備計画において定められた建築物の容積率の最高限度が10分の80であるものに限る。)</p>	<p>同上</p>